

第3次大阪府健康増進計画における中間点検・見直しについて

計画における規定

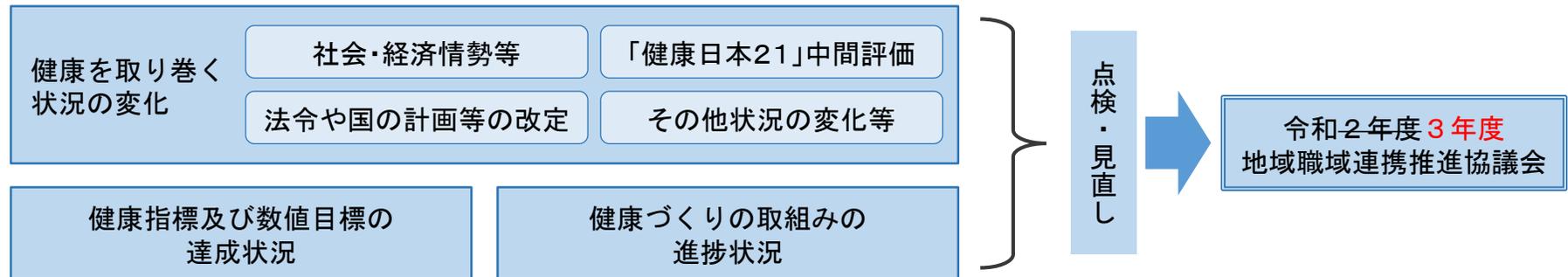
第3次大阪府健康増進計画（平成30年度～令和5年度）の中間年となる令和2年度に、社会・経済情勢等を踏まえ、点検・見直しを実施



中間点検実施時期を
令和2年度から令和3年度に変更

中間点検・見直しの方針

点検にあたっては、社会・経済情勢等のほか、関係法令や国の計画等の改定、第3次計画策定時に参考とした「健康日本21（第二次、2013年度～2022年度）」の中間評価（平成30年度）等も含めた健康を取り巻く状況変化を踏まえて実施。また、計画において定める「府民の健康指標」及び「行政等が取り組む数値目標」については、令和2年度末で把握しているデータを踏まえ、その達成状況の判定を行う。
なお、これまで計画に基づき実施してきた健康づくりの取組みの進捗状況も加味する。



※健康増進法の改正：「受動喫煙防止」を新設（H30年7月公布）

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。



「大阪府子どもの受動喫煙防止条例」（H30年12月公布）
「大阪府受動喫煙防止条例」（H31年3月公布）

スケジュール

第3次計画は平成30年3月に策定（6か年計画）。中間年となる令和2年度にこれまでの社会的な状況変化や各種数値データの把握を行い、点検を実施する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大による社会状況の変化が大きいことや、コロナ対策に優先的に注力する必要があること等を踏まえ、点検の実施時期を令和3年度に変更しました。



※健康づくり関連4計画の推進に向けた意見交換会（令和3年12月16日）

各計画の点検・見直し結果を審議する各審議会の開催に先立ち、各審議会を代表する委員（下記4名）から、計画間の連携等、今後の各計画に基づく各種取組みの実施にあたり、助言や提言をいただくことを目的に開催（参考資料3参照）

- 大阪府地域職域連携推進協議会：磯委員 ○大阪府生涯歯科保健推進審議会：天野委員
- 大阪府食育推進計画評価審議会：藤原委員 ○大阪府がん対策推進委員会 ：松浦委員